

特別定額給付金（一人10万円）について ～申請期限は8月27日です～

特別定額給付金の申請期限は8月27日（木）です（当日消印有効）。希望する方はお忘れのないよう申請をお願いします。

◎ご注意

▼申請書が届いていない場合は、市コールセンターまでご連絡願います。

▼申請から2週間以上経っても振り込みがない場合や市から連絡がない場合は市コールセンターまでご連絡をお願いします。

▼申請書類の内容確認などにより市から連絡または申請書の返送があった場合は、申請期限までにご対応くださいますようお願いいたします。期限内に連絡、再申請がなされない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなされる場合がありますのでご注意ください。

▼受取口座への振り込みは、原則毎週水曜日に行います。

▼その他詳細は市ホームページをご覧ください。

詳しくは市特別定額給付金コールセンター ☎470・1078へ。



▲市ホームページ「特別定額給付金について」

ひとり親家庭に 食料品などを提供します

都では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当受給世帯を対象に食料品などを提供します。

7月下旬以降、食料品などの生活必需品を24点掲載したカタログをお送りします。提供を希望する方は、掲載の商品から4点を選び、申し込みはがき、または都ホームページの専用フォームから申し込んでください。申し込んだ商品は、宅配業者により配送されます。

【申込期限】10月31日（土）
【対象】2年6月分の児童扶

唾液中のPCR検査について

東久留米市医師会 石橋幸滋

新型コロナウイルス感染症の広がりは衰えを知らず、東京都では1日1000人を超える新規患者さんが出ています。東久留米市でも市内にPCR検査センターを設置し、62人の方の検査を行いました。6月26日で閉鎖となりました。

そこで東久留米市医師会は、7月1日から医療機関で行える唾液によるPCR検査を実施しています。この検査は、唾液を医療機関において自己採取し、翌日以降に出た検査結果を医師から連絡するという手順です。これにより、通常であれば

介護保険施設サービス利用時の 居住費（部屋代）・食費の軽減制度 （随時申請を受け付けます）

介護保険施設サービスを利用したときは、施設サービス費（利用料）の自己負担分（負担割合Ⅱ「1割」Ⅲ「3割」のいずれか）に加え、食費・居住費（部屋代）・日常生活費などの費用を支払いますが、所定の認定要件に当てはまる方は、申請により食費・居住費（部屋代）の軽減（負担限度額認定）が受けられます。

7月31日まで（1月～7月の申請の場合は同年7月31日まで）です。毎年8月1日を基準日として更新の手続きが必要です。施設入所や短期入所サービスの利用申し込みの予定がある場合は、早めに介護福祉課（市役所1階）で申請してください。詳細は広報6月15日号3面または市ホームページをご覧ください。

【対象となるサービス】施設サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設）▼短期入所サービス（短期入所生活（療養）介護）▼介護予防短期入所生活（療養）介護

【認定要件】次の①～③すべてに該当する方
①世帯全員が住民税非課税であること
②住民票上の世帯が異なる配偶者が住民税非課税であること（世帯分離等を含む）
③預貯金などの資産の合計額が、単身で1000万円以下、夫婦で2000万円以下であること

随時申請を受け付けます
新たに施設サービスの利用予定がある方、認定要件に当てはまる更新申請を行わなかった方、または更新申請をしたが認定結果が非該当であった方でも、その後の所得状況や世帯状況、預貯金などの資産状況が変わり、認定要件に当てはまった時点で申請することが出来ます。判定の結果、承認された場合は、申請月の初日から負担限度額が適用となります。

【手続き方法】被保険者証・認め印・マイナンバー確認書類（マイナンバーカードなど）・身元確認書類（免許証など）を持参の上、保険年金課国保年金資格係（市役所1階）へ申請してください。

※申請月の初日から認定を受けることができます。平成31年度の認定の有効期限は7月31日です。継続して認定証を必要とする方は8月31日（月）までに手続きすると、8月1日から適用の認定証を交付できます。

詳しくは保険年金課国保年金資格係 ☎470・7732へ。

【対象】次の①～⑥のいずれれ

【提出書類】手数料（減額・免除）申請書および交付条件に該当することがわかる書類 ※対象者によって書類が異なります。詳細はごみ対策課までお問い合わせください。

国民健康保険限度額適用認定証と 標準負担額減額認定証を交付します

国民健康保険の被保険者で住民税非課税世帯の方へ、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

また、70歳未満の被保険者で住民税課税世帯の方、70歳以上の被保険者で所得区分が現役並みⅠ・Ⅱに該当する方へ、申請により「限度額適用認定証」を交付します。

これらの「認定証」を医療機関などに提示すると、高額な保険診療における支払いが自己負担限度額までになります。また「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお

持ちの方は入院時の食事代が減額されます。

なお、これらの「認定証」は、前年の収入状況によって変更が生じることから、毎年8月1日を基準に限度額を判定しています。

長期入院の場合

過去12カ月の入院日数が90日を超える住民税非課税世帯の方は、申請するとさらに食事代などが減額される場合があります。

詳しくは保険年金課国保年金資格係 ☎470・7732へ。

【対象】次の①～⑥のいずれれ

【提出書類】手数料（減額・免除）申請書および交付条件に該当することがわかる書類 ※対象者によって書類が異なります。詳細はごみ対策課までお問い合わせください。

詳しくは、ごみ対策課 ☎473・2117へ。



国民年金 年金手帳は大切に 保管してください

公的年金制度では、すべての制度に共通して使用される基礎年金番号が用いられる。

年金手帳を紛失または破損したときは、次の窓口で年金手帳の再交付を申請してください。

骨髄移植ドナーを支援します

日本では、毎年5000人～6000人もの人が新たに血液疾患を発症しており、年間約2000人の患者が骨髄移植を必要としています。

【対象】提供者Ⅱ次の①～③をすべて満たす方
①日本骨髄バンクが実施する事業で、骨髄または末梢血管細胞の提供を完了し、完了した日に市内に住所を有すること（証明する書類が必要）
②他の自治体で実施する同種同様の助成金を受け取っていないこと
③骨髄などの提供を行なった日および助成金申請時に市の住民基本台帳に

指定収集袋（有料ごみ袋）の 減免申請について

家庭ごみの有料化に際して、経済的支援を必要とする世帯に対して指定収集袋の減免を行っています。今年度の減免申請の受け付け・交付は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため郵送で行います。

【対象】次の①～⑥のいずれれ

かに該当する世帯
①生活保護を受給している世帯
②身体障害者手帳1・2級の者が属する非課税世帯
③愛の手帳1・2度の者が属する非課税世帯
④精神障害者保健福祉手帳1級の者が含まれる非課税世帯
⑤児童扶養手当または特別児童扶養手当受給世帯
⑥高齢福祉年金受給世帯（高齢基礎年金とは異なります）

【提出書類】手数料（減額・免除）申請書および交付条件に該当することがわかる書類 ※対象者によって書類が異なります。詳細はごみ対策課までお問い合わせください。